

諮問番号：平成30年度諮問第19号

答申番号：平成30年度答申第22号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年5月2日、平成30年度市民税の均等割申告書及び法人市民税減免申請書を処分庁大阪市長（以下「処分庁」という。）あて提出した。
- 2 処分庁は、大阪州市税条例（以下「市税条例」という。）第60条第1項第6号アに規定する期限を過ぎて減免申請書が提出されたことを理由として、平成30年5月18日付けで、法人市民税減免不承認処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、平成30年8月10日、大阪市長に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

法人府民税の均等割の減免申請の手続が今年から無くなり、法人市民税もこれと同様に手続が不要と思っていた。手続が必要と後日分かり、減免申請書を提出した。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人から提出された履歴事項全部証明書によると、審査請求人は特定非営利活動法人であり、平成17年10月17日に設立されており、市税条例第60条第1項第6号に規定する初めて市内に事務所、事業所又は寮等（以下「事務所等」という。）を有することとなったものには該当しないことから、審査請求人が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に係る法人市民税の免除を受けようとする場合は、当該期間に係る申告期限である平成30年5月1日（同年4月30日が休日のためその翌日（地方税法（以下「法」という。）第20条の5第2項））までに法人市民税の申告書と減免申請書を提出しなければならないが、本件法人市民税の減免申請は、前記期限を徒過して提出されており、減免は認められない。
- (2) 法人府民税の均等割減免申請の手続と同様に提出が不要と誤解して、本件法人市民税の減免申請の提出期限を徒過したことは、期限後の申請を認める理由にはならない。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきものと判断する。

2 理由

(1) 本件処分の適法性及び妥当性について

ア 審査請求書に添付された履歴事項全部証明書によると、審査請求人について法人の設立年月日が平成17年10月17日であることが確認できる。

イ 次に、審査請求人は、減免事由について市税条例第58条第3号に該当するとして、平成30年5月2日に法人市民税減免申請書を提出していることが確認できる。

ウ 前記アのとおり、審査請求人は、市税条例第60条第1項第6号イに規定する初めて市内に事務所等を有することとなったもの（初めて市内に事務所等を有することとなった日の属する年度の翌年度において申告納付すべき法人の市民税に係る免除の申請をする場合に限る。）に該当しないことから、市税条例第58条第3号に規定する市民税の免除を受けようとする場合は、当該市民税の納期限である平成30年5月1日（同年4月30日は、民法第142条に規定する休日等に該当することから、その翌日である同年5月1日をその期限とみなす。）までに減免申請書を提出しなければならないところ、前記イのとおり、市税条例第60条第1項第6号アに規定する申請期限を過ぎて減免申請書を提出しており、当該申請期限を過ぎたことを理由として処分庁が本件処分を行ったことは適法である。

(2) 前記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成31年1月16日 諮問書の受理

平成31年1月21日 調査審議

平成31年2月5日 調査審議

第6 審査会の判断

1 関係法令等の定め

(1) 法人市民税の納税義務者等について

市町村民税は、市町村内に事務所又は事業所を有する法人に対しては、均等割

額及び法人税割額の合算額によって課する（法第294条第1項第3号）。

(2) 特定非営利活動法人に係る法人市民税の申告納付について

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）で均等割のみを課されるものは、毎年4月30日までに、均等割額を記載した申告書を、前年4月1日から3月31日までの期間中において有する事務所等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない（法第294条第7項、第312条第3項第4号、第321条の8第19項及び市税条例第55条第1項）。

(3) 特定非営利活動法人に係る法人市民税の減免について

ア 特定非営利活動法人で収益事業を行わないものに対しては、申請に基づき市民税を免除する（市税条例第58条第3号）。

イ 当該市民税の免除を受けようとする者のうち初めて市内に事務所等を有することとなったもの以外のものは、当該市民税の納期限までにその理由等を記載した申請書にその証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない（市税条例第60条第1項本文、同項第6号ア及び同条第2項）。

初めて市内に事務所等を有することとなったものについては、初めて市内に事務所等を有することとなった日の属する年度の翌年度において申告納付すべき法人の市民税に係る免除の申請をする場合に限り、5月31日までに申請しなければならない（市税条例第60条第1項第6号イ）。

(4) 期限の特例について

法又はこれに基づく条例の規定により定められている期限が、民法第142条に規定する休日等に該当するときは、法又は当該条例の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその期限とみなす（法第20条の5第2項）。

2 争点等について

(1) 期限後に提出された減免申請について

法人市民税に関する法令は、上記のとおり、審査請求人のように特定非営利活動法人で収益事業を行わないものについても一般的に法人市民税を申告納付する義務を課した上で、法令所定の期限までに法令所定の申請を行い、当該申請に基づき処分庁が収益事業を行っていないとの要件に該当すると判断した場合にのみ初めて法人市民税の免除を認める定めとなっている。

これを本件においてみると、審査請求人は減免申請期限（平成30年5月1日）後の平成30年5月2日に減免申請書を提出しており、処分庁が当該申請期限を徒過したことを理由として減免を不承認とした本件処分については適法であると認められる。

(2) 法人市民税の減免手続について

審査請求人は法人府民税の均等割の減免申請手続が今年から不要となったため、

法人市民税の均等割の減免手続も不要であると思っていたと主張しているが、審査請求人が大阪府における減免の申請手続の変更に伴い、大阪市における減免の申請手続を誤解していたとしても、それは単なる法令の不知又は誤解に基づくものであり、審査請求人の主張には理由がない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、第1記載のとおり答申する。

(答申を行った部会名称及び委員の氏名)

大阪市行政不服審査会税務第1部会

委員(部会長) 佐藤善恵、委員 津留真弓、委員 下尾裕